

## 令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた課題

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

## 令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた課題

第50回(R7.12.11)

資料2

## 現状・課題

- 障害福祉サービス等に係る予算額については、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び（一人あたり総費用額：+6.0%、利用者数：+5.8%）となっている。
- このように障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっているなか、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況。一方、自治体（指定権者）へのアンケートでは、事業所数の伸びが著しいサービスについて、「事業者側はニーズ調査をせずにどんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るという状況がみられる」といった声があるなど、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。
- 令和6年度報酬改定後の状況については、国保連データや報酬改定検証調査等により、状況把握を進めている。そのうち、例えば、就労継続支援B型については、高い報酬区分の事業所の割合が増加（低い報酬区分の事業所の割合が減少）し、平均工賃月額も約6千円の上昇となっているが、これは令和6年度報酬改定における平均工賃月額の計算方法の変更の影響（障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえた見直し。平均工賃月額の区分における分布に大きな変動はないものと想定）が考えられる。
- また、新規参入も増加し続けている中、サービスの質の確保を図ることが重要。最近では、障害福祉サービス事業者における不適切な事案の報道等もあり、例えば、就労移行支援体制加算について、本来の趣旨と異なる形で過大に受給されている事業者の報道もある。

## 検討の方向性

- 今般、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況、営利法人を中心とする事業所数の伸びも一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況、サービスの質の低下が懸念されている状況等を踏まえ、事業所数の伸びが著しく収支差率も高いサービスについて、制度の持続可能性を図る臨時応急的な方策を検討すべきではないか。なお、検討にあたっては、既存事業所で現にサービスを受けている利用者に不測の影響がないよう特段の配慮が必要ではないか。
- 令和6年度報酬改定後の状況を踏まえて、どのような対応が考えられるか。特に改定時の意図と異なる形で報酬の算定が進んでいるものについて、どのような対応が考えられるか。
- 障害福祉サービスの質の確保のために考えられることはあるか。特に本来の制度趣旨に沿わないで報酬が算定されているケースについて、どのような対応が考えられるか。

# 令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた対応（案）

## 基本的な考え方

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び（一人あたり総費用額：+6.0%、利用者数：+5.8%）となっている。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わない形で加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の待遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する。

## 対応の方向性

### 1. 就労移行支援体制加算の見直し

就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる就職者数に上限（定員数までを原則）を設定するなど、適正化を行う。

### 2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援B型について、平均工賃月額の算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。

### 3. 制度の持続可能性を確保するための見直し

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する。（既存事業所については従前どおり）

（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

# 1. 就労移行支援体制加算の見直し

## 現状・課題

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

## 対応の方向性

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる就職者数に上限（定員数までを原則）を設定する。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- 令和8年4月施行を想定

### （参考）就労移行支援体制加算

- ・一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）

## 2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

### 現状・課題

- 就労継続支援B型の基本報酬については、平均工賃月額に応じた報酬体系を設定しているが、この平均工賃月額の設定について、令和6年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入したところ（平均工賃月額の区分における分布に大きな変動はないものと想定）。
- その結果、令和4年度から令和5年度に平均工賃月額が約6千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加（低い報酬区分の事業所の割合が減少）している。

### 対応の方向性

- 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。
  - ・平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、その一定割合分(例:上昇幅の1/2)、基準額を引き上げる。
  - ・その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外。
  - ・見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮する。
  - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分7と8の間の基準については引き上げず、据え置く。
- 令和8年6月施行を想定

#### (参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

#### 【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
  - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
  - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
  - ウ 工賃総額(イ) ÷ 工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定期の平均工賃月額とする。

#### 【見直し後】

##### 【新算定式】

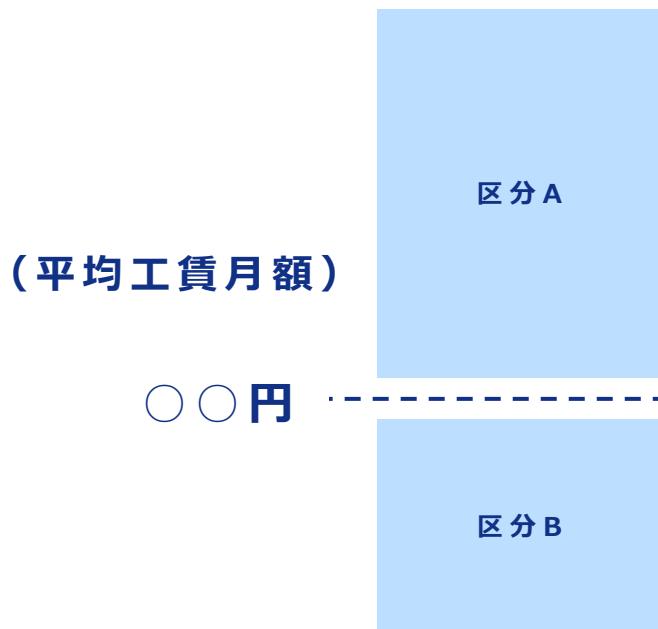
$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12\text{月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

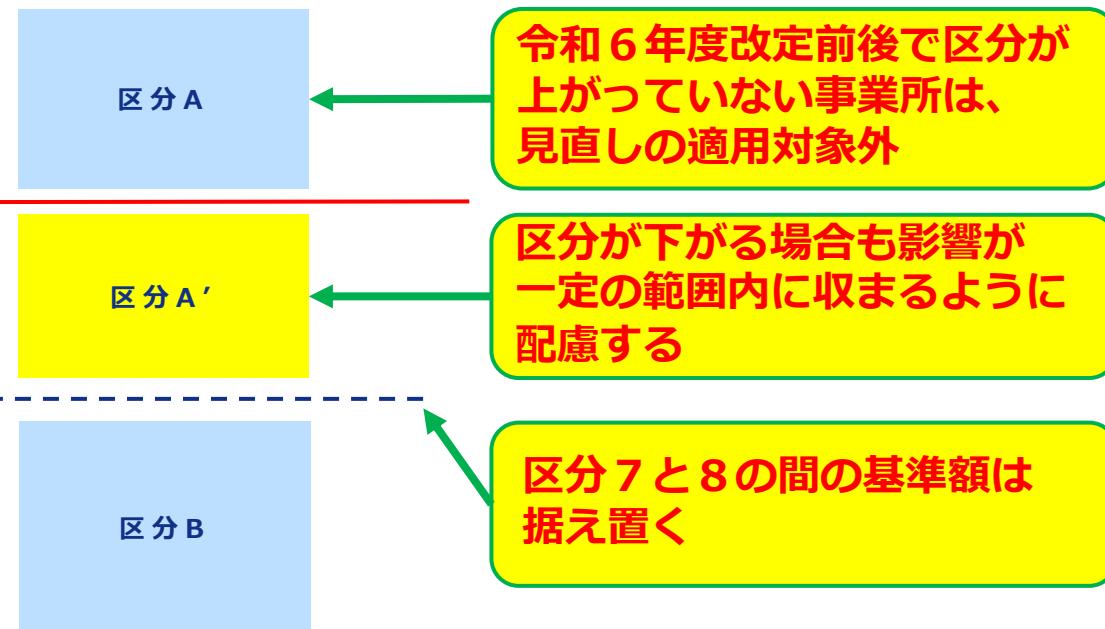
## 【参考】就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し（基本報酬表の比較）

- 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。
  - 平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、その一定割合分(例：上昇幅の1/2)、基準額を引き上げる。
  - その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外。
  - 見直しにより区分が下がる事業者も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮する。
  - 令和6年度改定で報酬単価を引き下げた区分7と8の間の基準額については引き上げず、据え置く。

【R6報酬改定後（現行）】



【見直し案】



### 3. 制度の持続可能性を確保するための見直し

#### 現状・課題

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況。
- 一方、自治体（指定権者）へのアンケートでは、事業所数の伸びが著しいサービスについて、「事業者側はニーズ調査をせずにどんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るという状況がみられる」といった声があるなど、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。

#### 対応の方向性

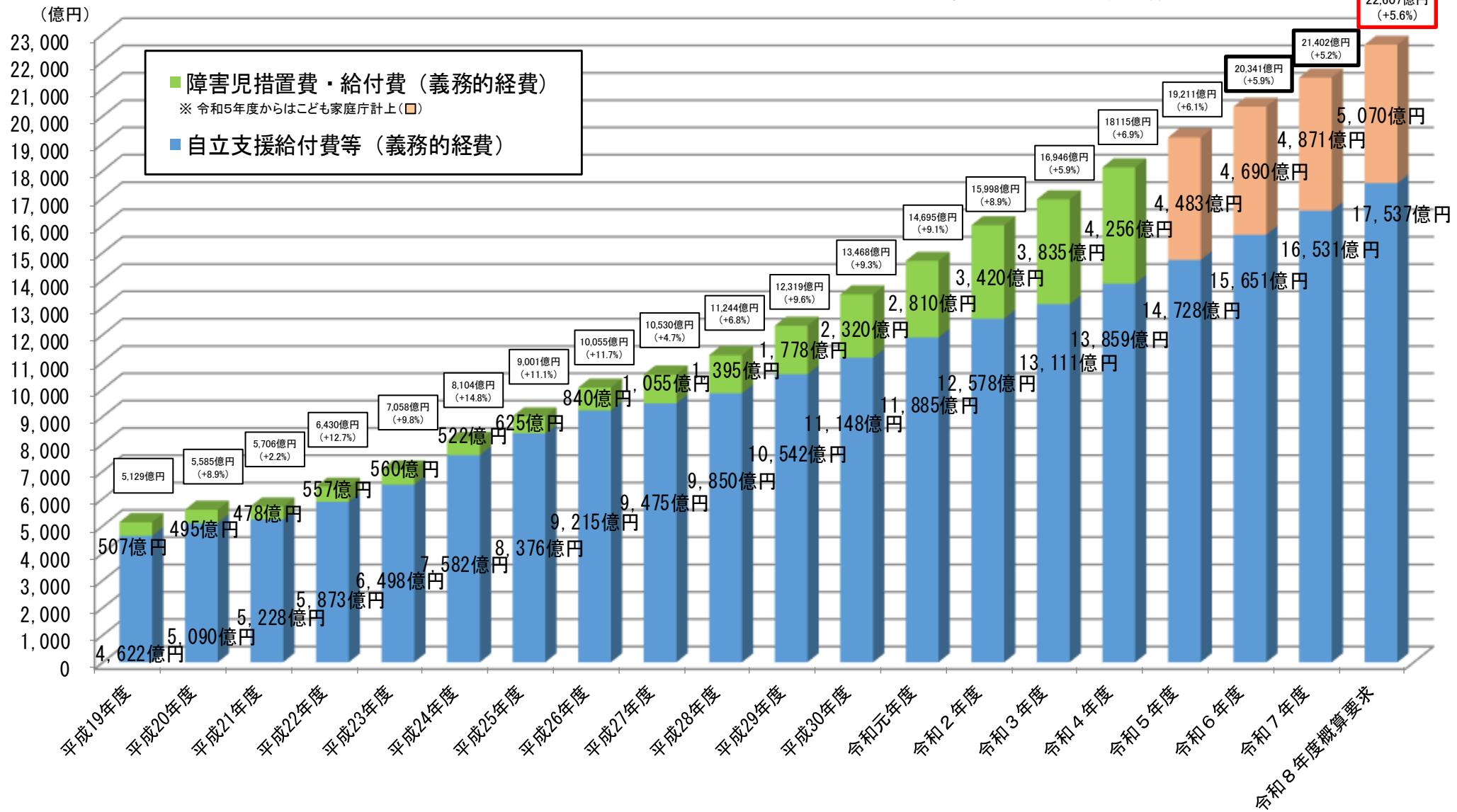
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する。（既存事業所については従前どおり）  
(※) 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 令和8年6月施行を想定

	総費用額 (億円・R6年度)	収支差率 (R6年度)		伸び率 (R6第1四半期→R7第1四半期)	伸び率 (R5→R6)	伸び率 (R4→R5)	伸び率 (R3→R4)
共同生活援助（介護サービス包括型）	3,905	6.9%	事業所数	5.67%	6.63%	8.28%	10.71%
			1人当たり費用	5.44%	2.74%	3.80%	3.63%
共同生活援助（日中サービス支援型）	655	5.1%	事業所数	23.36%	26.65%	37.78%	56.79%
			1人当たり費用	5.36%	1.82%	0.32%	2.31%
共同生活援助（上記2サービス計）	4,560	6.6%					
就労継続支援B型	6,294	6.2%	事業所数	8.31%	7.63%	6.85%	7.81%
			1人当たり費用	4.01%	10.07%	1.89%	0.68%
児童発達支援	2,728	7.8%	事業所数	10.01%	10.36%	13.69%	16.14%
			1人当たり費用	5.15%	5.24%	3.62%	3.38%
放課後等デイサービス	6,098	9.1%	事業所数	7.65%	6.85%	8.58%	11.39%
			1人当たり費用	3.00%	5.01%	2.09%	1.83%

## 障害福祉サービス等予算の推移

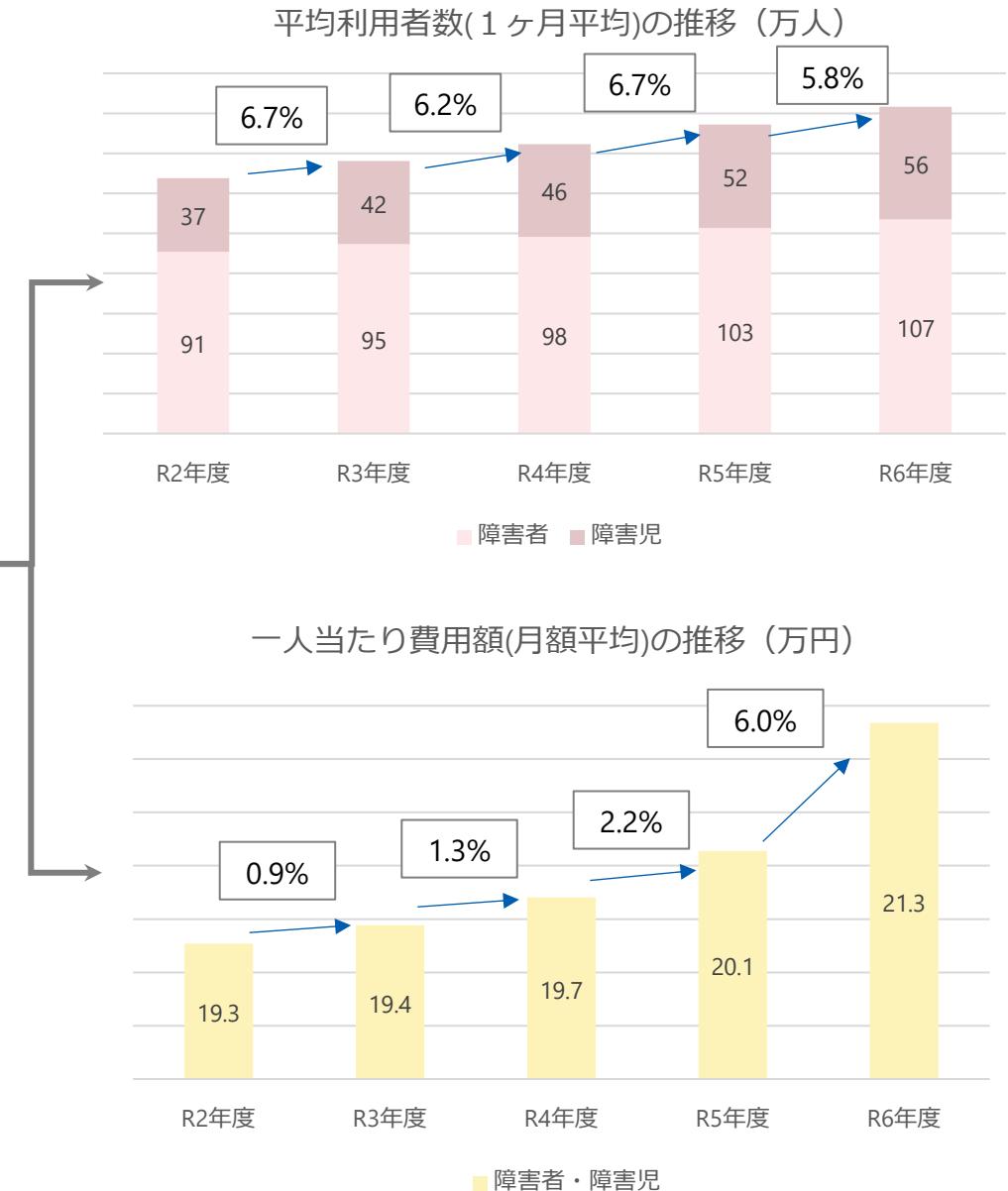
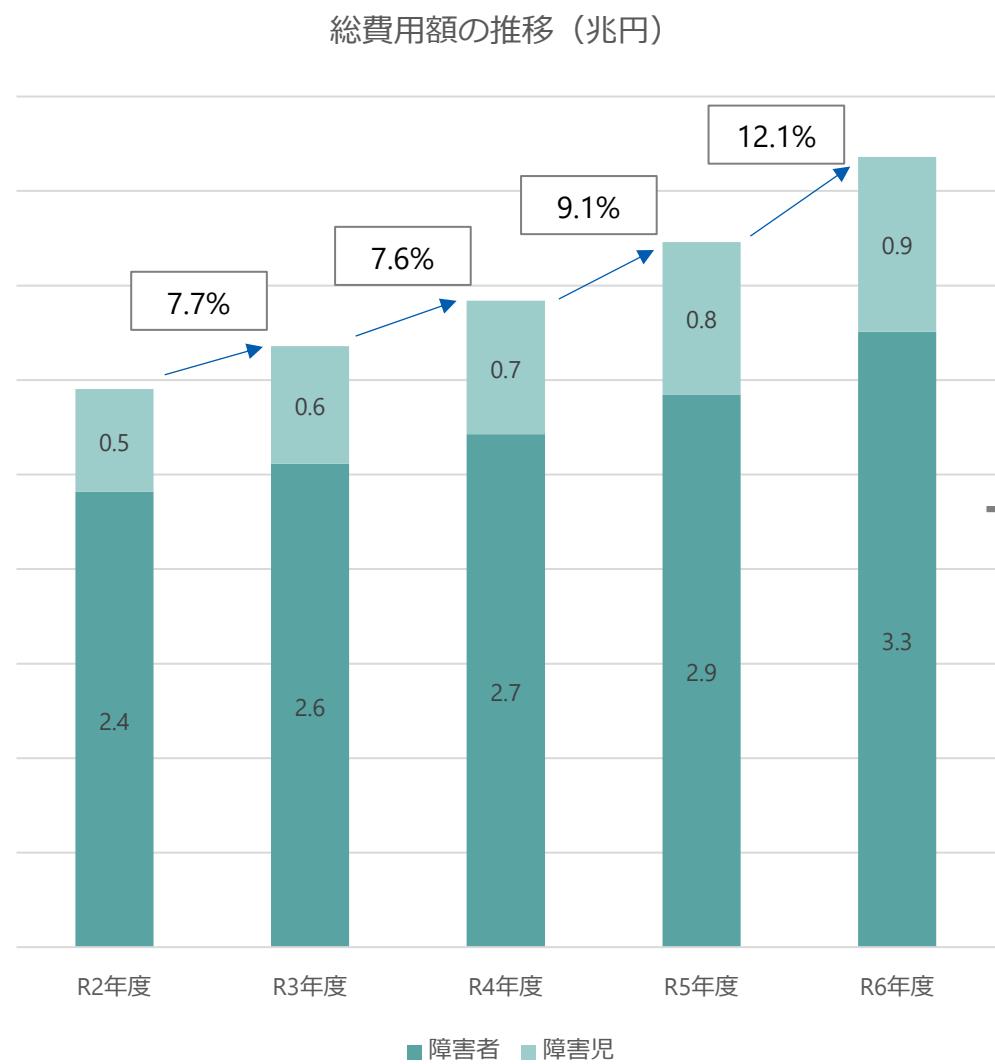
障害福祉サービス関係予算額は19年間で約4倍に増加している。

※ 国と地方の負担額を合わせた給付費全体では4兆円超



# 近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向

近年の障害福祉サービス等の総額の動向をみると、持続的に伸び続けているが、特にR5→R6年度にかけて急伸（12.1%）。この間の総額、利用者数、一人当たり費用額の動きは下図のとおり。

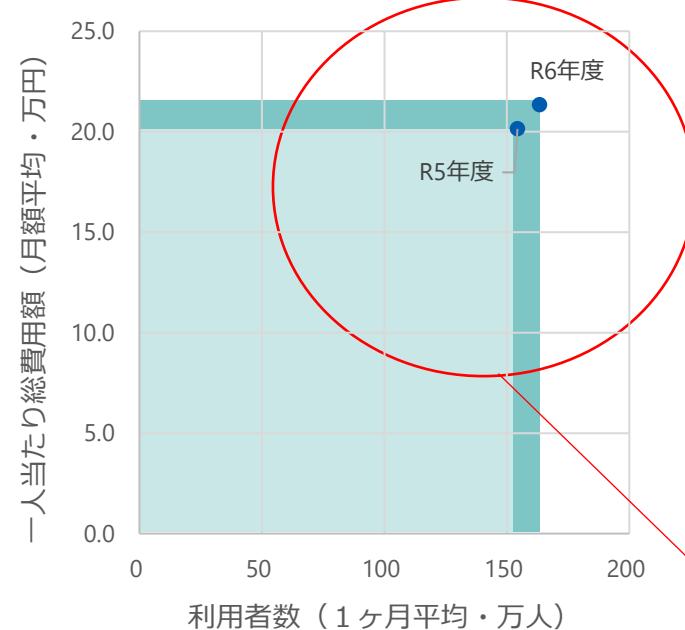


(出典) 国保連データ

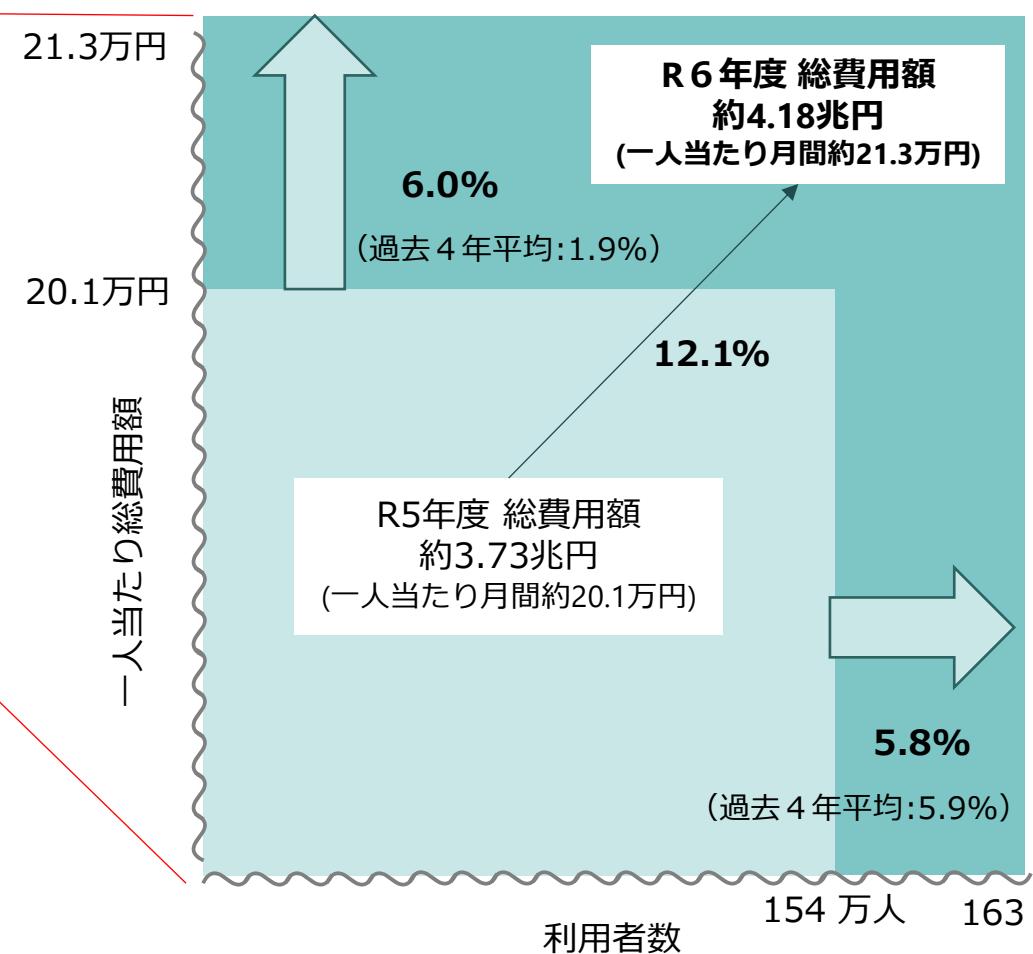
## R5→R6年度の障害福祉サービス等の総費用額の伸びの状況

- 最近の政府予算では、対前年度 5 ~ 6 %程度の伸び(※)を確保してきたが、R5年度からR6年度の費用の伸び(12.1%)は、これを大きく上回っている。 ※ R3年度:+5.9%、R4年度:+6.9%、R5年度:+6.1%、R6年度:+5.9%、R7年度:+5.2%
- このR5年度からR6年度の伸びの状況を見てみると、
  - ・一人当たりの総費用額が、R6改定の改定率(+ 1.12%)を大きく上回って、 6.0%の伸びとなっている
  - ・利用者数は、近年の動向と同様に、5.8%の伸びとなっている⇒ 制度の持続可能性を確保する観点から、検討が必要

一人当たり総費用額と利用者数から見た総費用額



R5年度→R6年度の給付費の変化(伸び方)のイメージ



(出典) 国保連データ

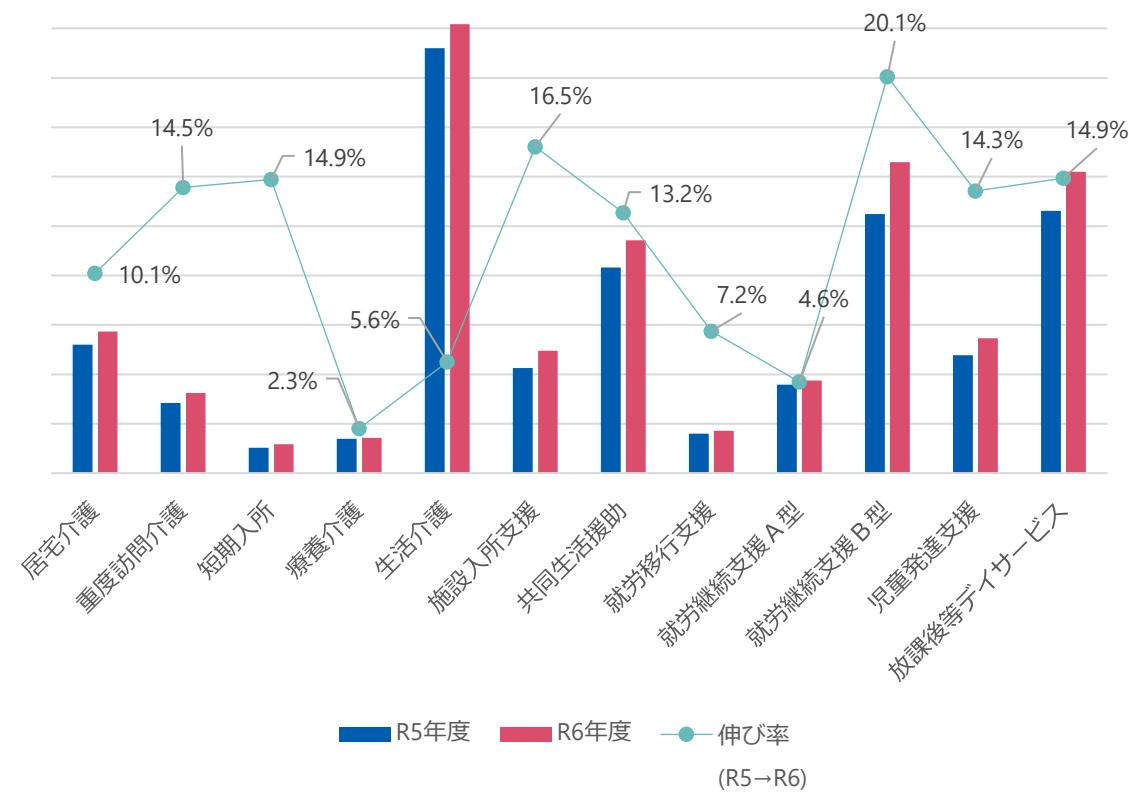
## R5→R6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率

- 年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型について、R5年度からR6年度にかけての年間総費用額の伸び幅・伸び率は以下のとおり。

年間総費用額と伸び幅・伸び率

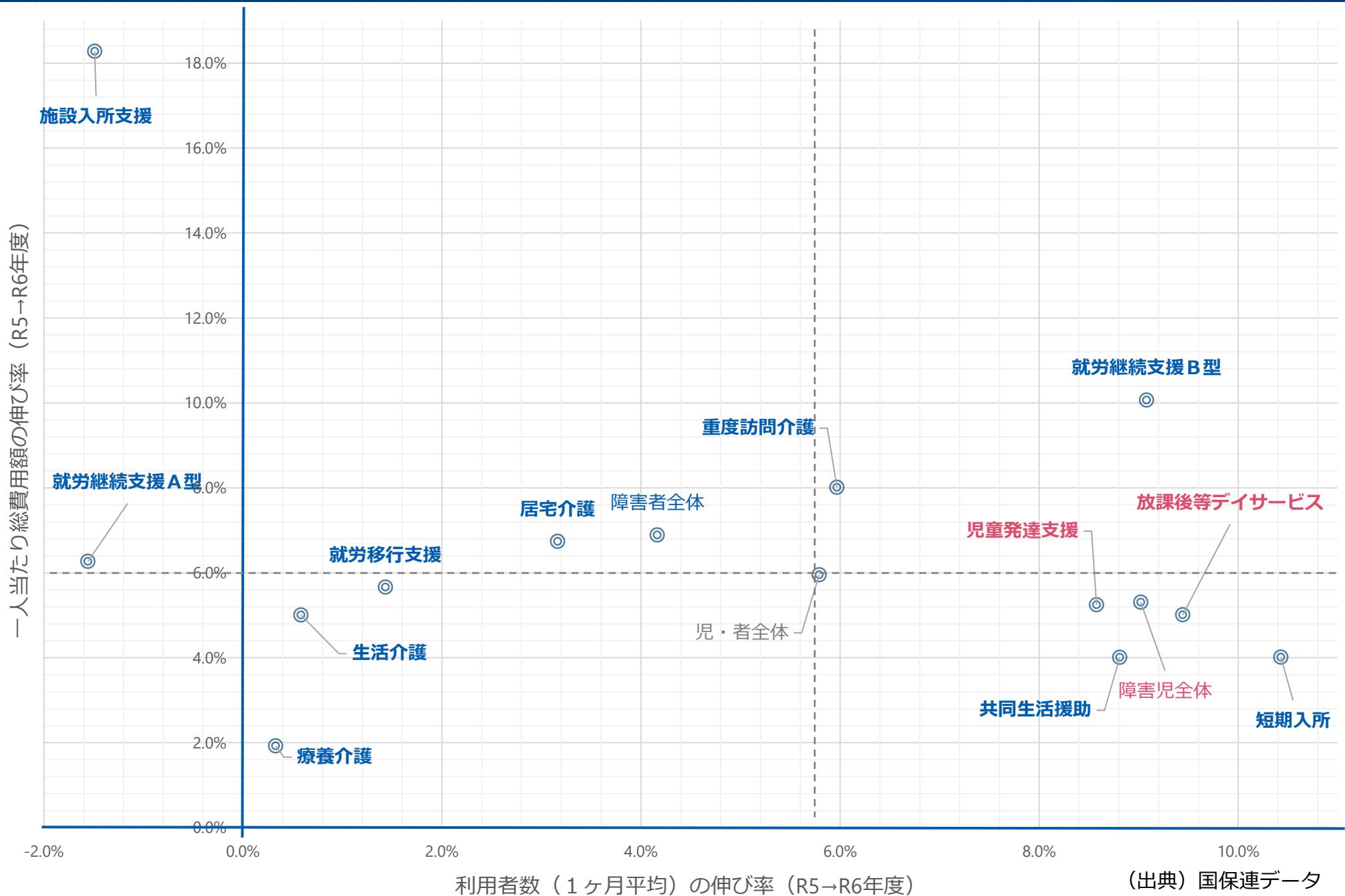
	年間総費用額（億円）		伸び幅 (R5→R6)	伸び率 (R5→R6)
	R5年度	R6年度		
居宅介護	2,600	2,863	263	10.1%
重度訪問介護	1,417	1,622	205	14.5%
短期入所	511	586	76	14.9%
療養介護	697	713	16	2.3%
生活介護	8,602	9,085	483	5.6%
施設入所支援	2,124	2,475	351	16.5%
共同生活援助	4,163	4,712	548	13.2%
就労移行支援	800	858	57	7.2%
就労継続支援A型	1,792	1,875	83	4.6%
就労継続支援B型	5,242	6,294	1,052	20.1%
児童発達支援	2,388	2,728	341	14.3%
放課後等デイサービス	5,306	6,098	792	14.9%
障害者	29,234	32,548	3,315	11.3%
障害児	8,067	9,261	1,194	14.8%
全体	37,300.7	41,809.8	4,509	12.1%

サービスごとの年間総費用額と伸び率の比較（イメージ）

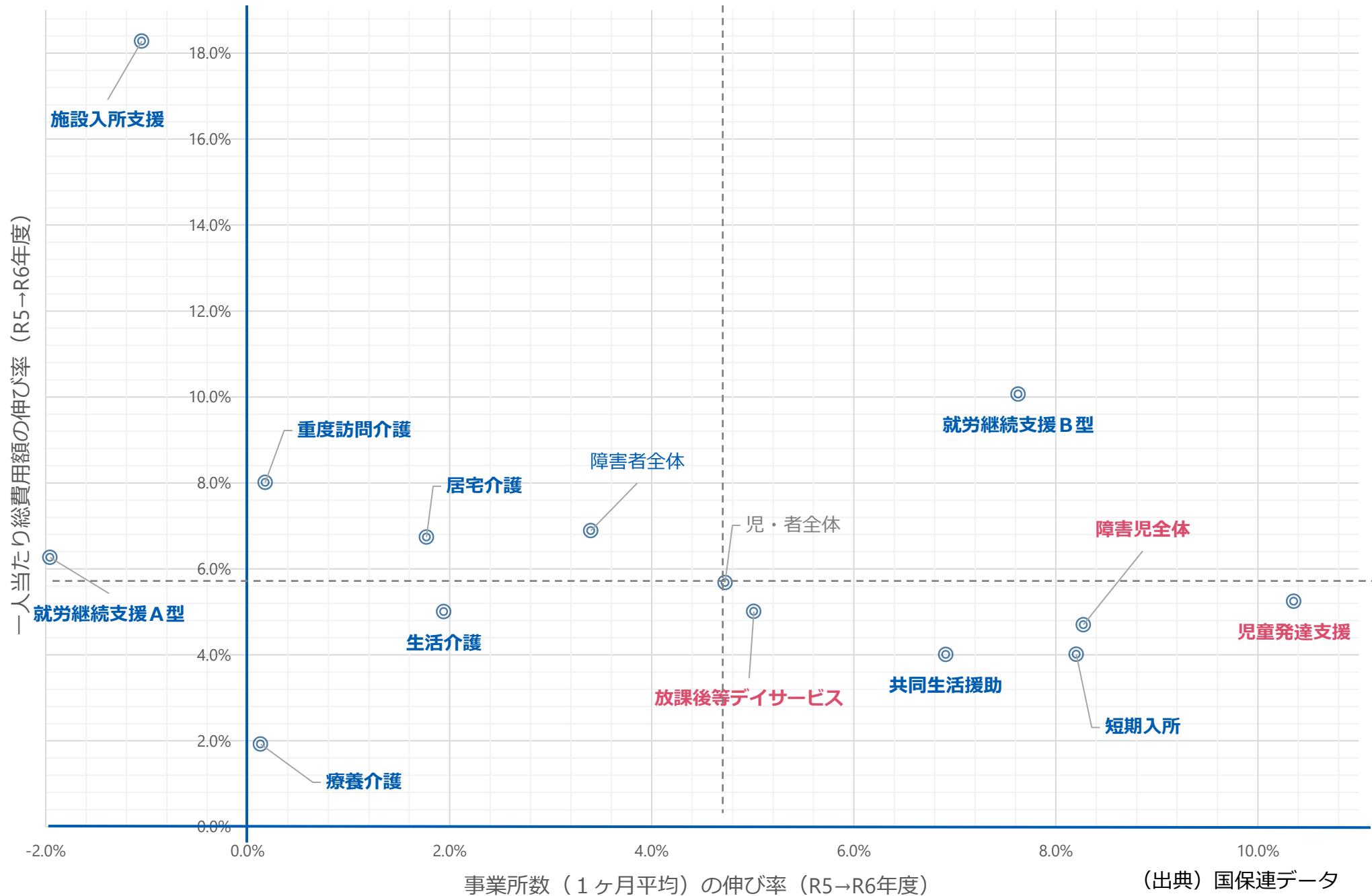


(出典) 国保連データ

## R5→R6年度の一人あたり費用額の伸び率と利用者数の伸び率(主なサービスごと)



## R5→R6年度の一人あたり費用額の伸び率と事業所数の伸び率(主なサービスごと)



(出典) 国保連データ

# 主なサービスごとの事業所数の伸び率と1人当たり費用額の伸び率

※年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型

	総費用額 (億円・R6年度)	収支差率 (R6年度)		伸び率 (R6第1四半期 →R7第1四半期)	伸び率 (R5→R6)	伸び率 (R4→R5)	伸び率 (R3→R4)
居住介護	2,863	8.9%	事業所数	1.16%	1.77%	2.49%	2.45%
			1人当たり費用	6.65%	6.74%	4.92%	3.25%
重度訪問介護	1,622	6.4%	事業所数	-0.85%	0.17%	1.40%	0.75%
			1人当たり費用	7.70%	8.01%	7.73%	6.98%
短期入所	586	2.3%	事業所数	6.79%	8.20%	13.48%	8.43%
			1人当たり費用	1.25%	4.01%	-4.16%	-1.52%
療養介護	713	1.3%	事業所数	-0.77%	0.13%	0.42%	0.52%
			1人当たり費用	1.34%	1.92%	0.86%	0.48%
生活介護	9,085	6.3%	事業所数	1.77%	1.94%	3.31%	3.61%
			1人当たり費用	3.41%	5.00%	1.89%	0.95%
施設入所支援	2,475	2.7%	事業所数	-0.04%	-1.05%	-0.36%	-0.40%
			1人当たり費用	6.05%	18.28%	2.87%	2.36%
共同生活援助 【合計】	4,712	5.5%	事業所数	6.03%	6.91%	8.86%	10.89%
			1人当たり費用	6.67%	4.04%	5.03%	5.38%
共同生活援助 (介護サービス包括)	3,905	6.9%	事業所数	5.67%	6.63%	8.28%	10.71%
			1人当たり費用	5.44%	2.74%	3.80%	3.63%
共同生活援助 (外部サービス利用)	151	2.4%	事業所数	-6.52%	-5.63%	-2.09%	-3.19%
			1人当たり費用	3.93%	2.95%	2.94%	3.48%
共同生活援助 (日中サービス支援)	655	5.1%	事業所数	23.36%	26.65%	37.78%	56.79%
			1人当たり費用	5.36%	1.82%	0.32%	2.31%
就労移行支援	858	6.0%	事業所数	-2.03%	-2.98%	-1.73%	-1.80%
			1人当たり費用	3.78%	5.66%	2.54%	2.95%
就労継続支援A型	1,875	6.8%	事業所数	-5.02%	-1.96%	4.98%	6.51%
			1人当たり費用	15.60%	6.27%	4.57%	3.76%
就労継続支援B型	6,294	6.2%	事業所数	8.31%	7.63%	6.85%	7.81%
			1人当たり費用	4.01%	10.07%	1.89%	0.68%
児童発達支援	2,728	7.8%	事業所数	10.01%	10.36%	13.69%	16.14%
			1人当たり費用	5.15%	5.24%	3.62%	3.38%
放課後等デイサービス	6,098	9.1%	事業所数	7.65%	6.85%	8.58%	11.39%
			1人当たり費用	3.00%	5.01%	2.09%	1.83%
障害者	32,548		事業所数	3.04%	3.40%	4.45%	4.52%
			1人当たり費用	5.02%	6.89%	3.07%	2.12%
障害児	9,261		事業所数	8.30%	8.27%	10.37%	12.37%
			1人当たり費用	3.63%	5.31%	2.53%	2.26%
全体	41,810	4.6% (6.5%)	事業所数	4.50%	4.73%	6.00%	6.47%
			1人当たり費用	4.25%	5.95%	2.21%	1.35%

(出典)  
国保連データ

## 就労移行支援体制加算について

- 就労継続支援サービスについては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している。
- 具体的には、前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算している。
- この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）。

※点数表（一部抜粋）就労継続支援A型サービス費（I、従業者配置7.5：1）

評価点	利用定員	20人以下	21人以上 40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上
170点以上	93単位／日	49単位／日	35単位／日	27単位／日	22単位／日	
170点未満150点以上	87単位／日	45単位／日	32単位／日	25単位／日	20単位／日	
150点未満130点以上	80単位／日	41単位／日	28単位／日	21単位／日	17単位／日	
130点未満105点以上	73単位／日	37単位／日	25単位／日	19単位／日	16単位／日	
105点未満80点以上	65単位／日	32単位／日	21単位／日	16単位／日	13単位／日	
80点未満60点以上	57単位／日	27単位／日	17単位／日	13単位／日	11単位／日	
60点未満	50単位／日	23単位／日	14単位／日	10単位／日	8単位／日	

# 就労継続支援A型における就労移行支援体制加算の算定状況

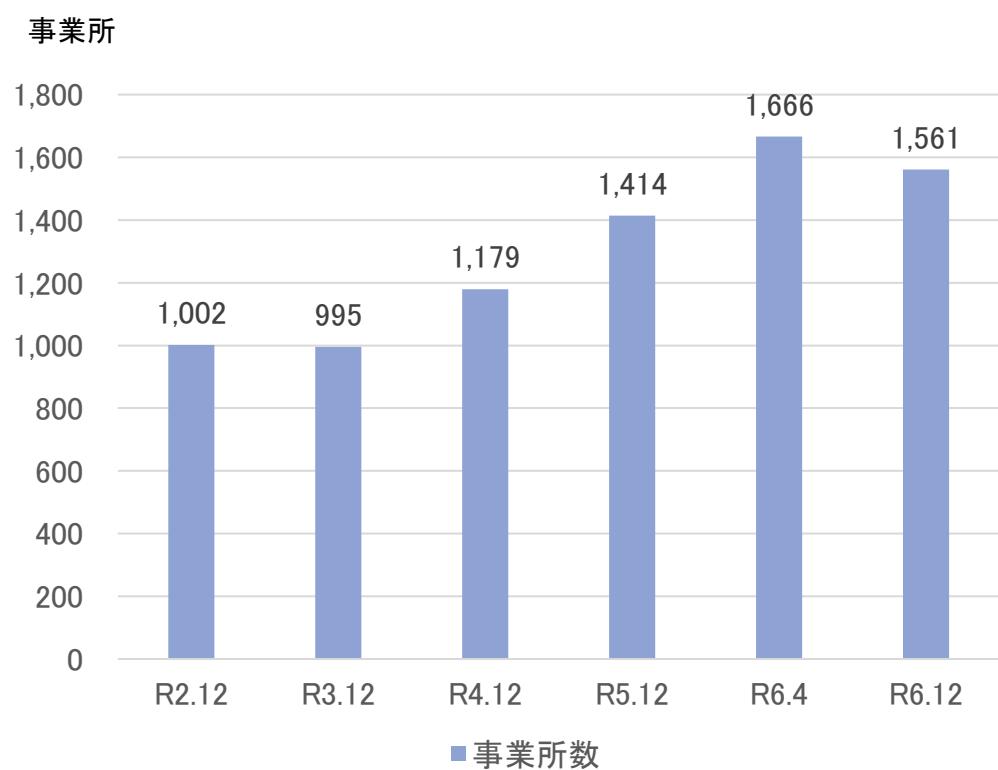
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第47回 (R7.6.25)

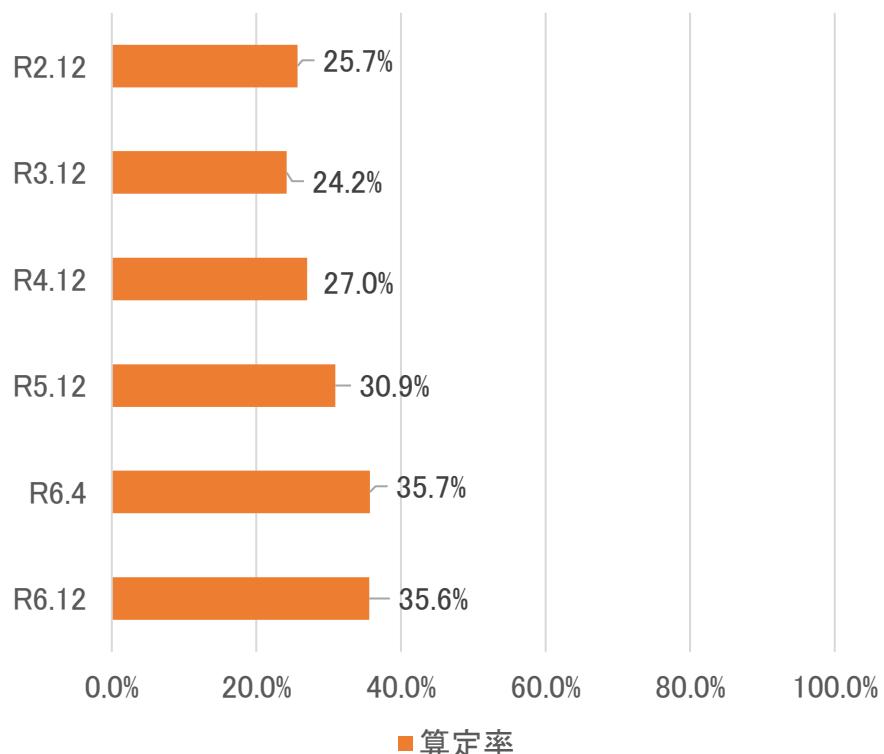
資料3

- 令和6年12月のA型の就労移行支援体制加算の算定事業所数は1,561カ所(全A型事業所数の約35.6%)となっている。
- 就労継続支援A型事業所のうち就労移行支援体制加算を算定している事業所の割合は増加傾向にある。  
※ 就労移行支援体制加算…就労継続支援A型を受けた後に就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、基本報酬の区分及び定員規模並びに評価点に応じた所定単位数に、6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算。

就労移行支援体制加算の算定状況の推移



就労継続支援A型事業所のうち  
就労移行支援体制加算の算定事業所の割合



【出典】国保連データ

# 就労継続支援B型における就労移行支援体制加算の算定状況

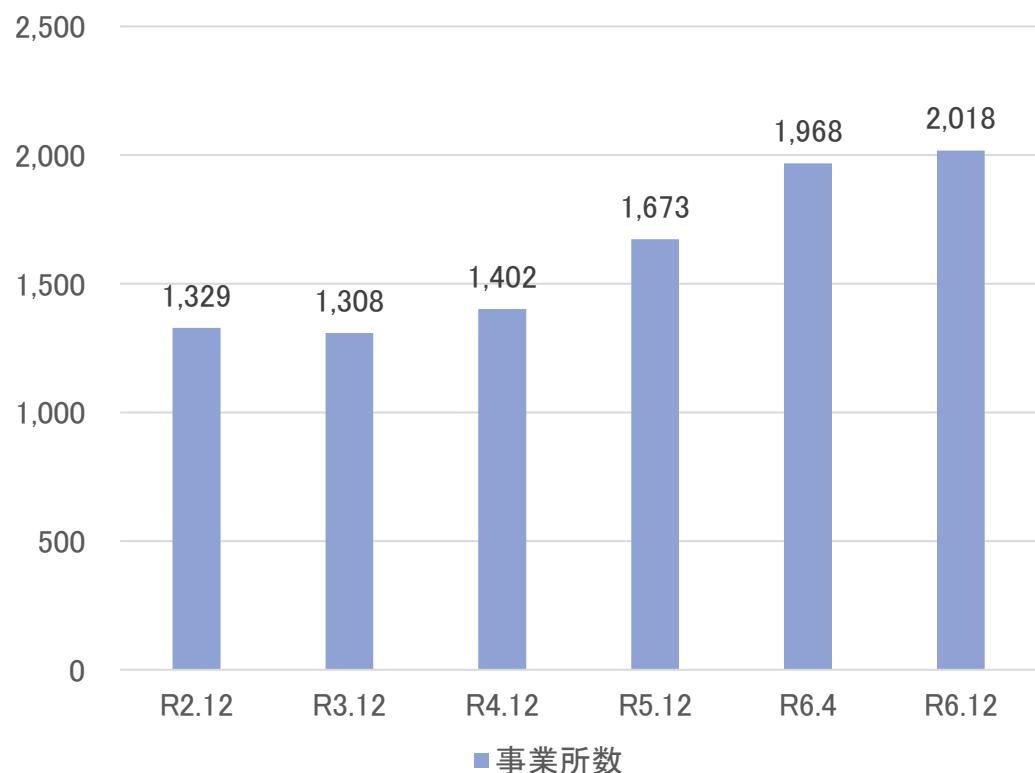
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第47回 (R7.6.25)

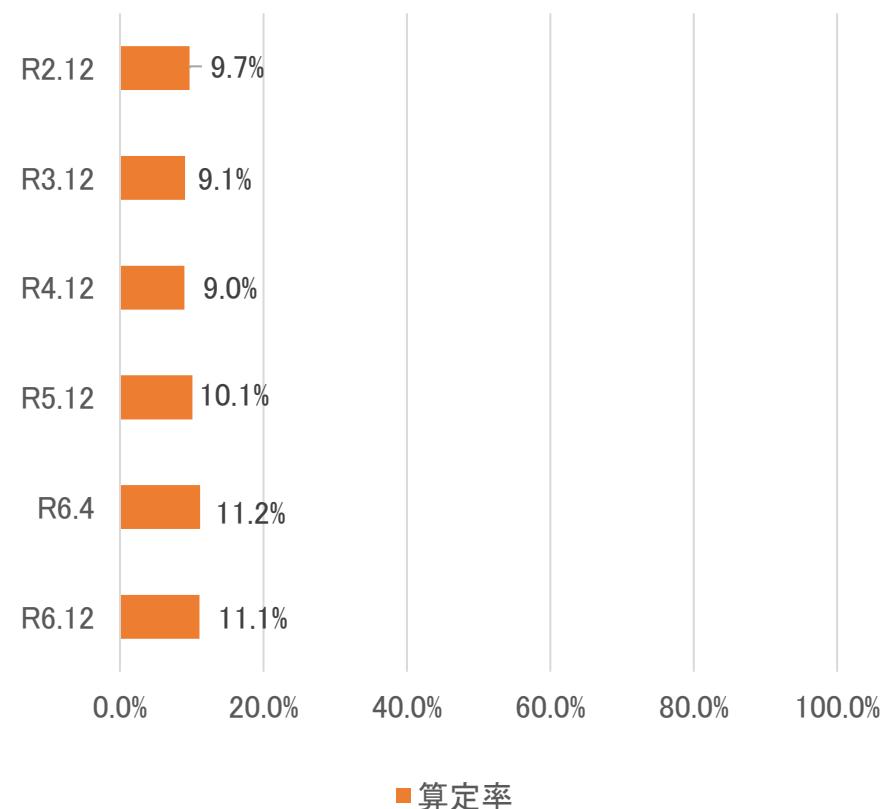
資料3

- 令和6年12月のB型の就労移行支援体制加算の算定事業所数は2,018カ所(全体の約11.1%)となっている。
  - 就労継続支援B型事業所のうち就労移行支援体制加算を算定している事業所の割合は概ね横ばいである。
- ※ 就労移行支援体制加算…就労継続支援B型を受けた後に就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、基本報酬の区分及び定員規模等に応じた所定単位数に、6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算。

就労移行支援体制加算の算定状況の推移  
事業所



就労継続支援B型事業所のうち  
就労移行支援体制加算の算定事業所の割合



## 就労継続支援B型における平均工賃月額の算定方法見直しについて

- 就労継続支援B型における平均工賃月額は、令和4年度までは、前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出。
- 令和6年度報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮するため、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入。
- その結果、全国平均工賃月額は、令和4年度から令和5年度にかけて約6,000円上昇している。

※点数表（一部抜粋）就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（職員配置基準6：1）

利用定員	平均工賃月額	基本報酬単位
定員20人以下	(一) 45,000円以上	837単位
	(二) 35,000円以上45,000円未満	805単位
	(三) 30,000円以上35,000円未満	758単位
	(四) 25,000円以上30,000円未満	738単位
	(五) 20,000円以上25,000円未満	726単位
	(六) 15,000円以上20,000円未満	703単位
	(七) 10,000円以上15,000円未満	673単位
	(八) 10,000円未満	590単位
21人以上40人以下	(一) 45,000円以上	746単位
	(二) ~ (八) 略	
41人以上60人以下	(一) 45,000円以上	700単位
	(二) ~ (八) 略	
61人以上80人以下	(一) 45,000円以上	688単位
	(二) ~ (八) 略	
81人以上	(一) 45,000円以上	666単位
	(二) ~ (八) 略	

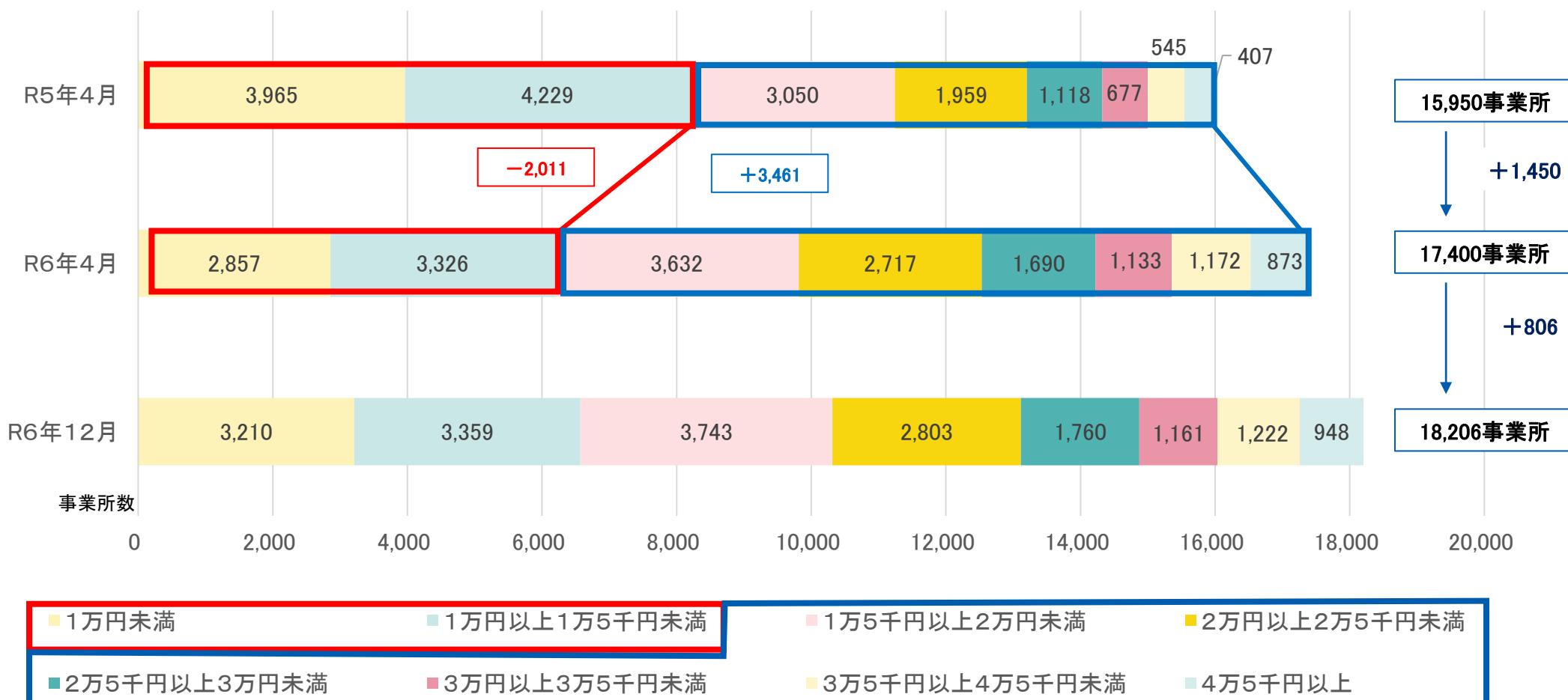
# 就労継続支援B型の基本報酬の算定に係る平均工賃月額別の事業所数

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第47回 (R7.6.25)

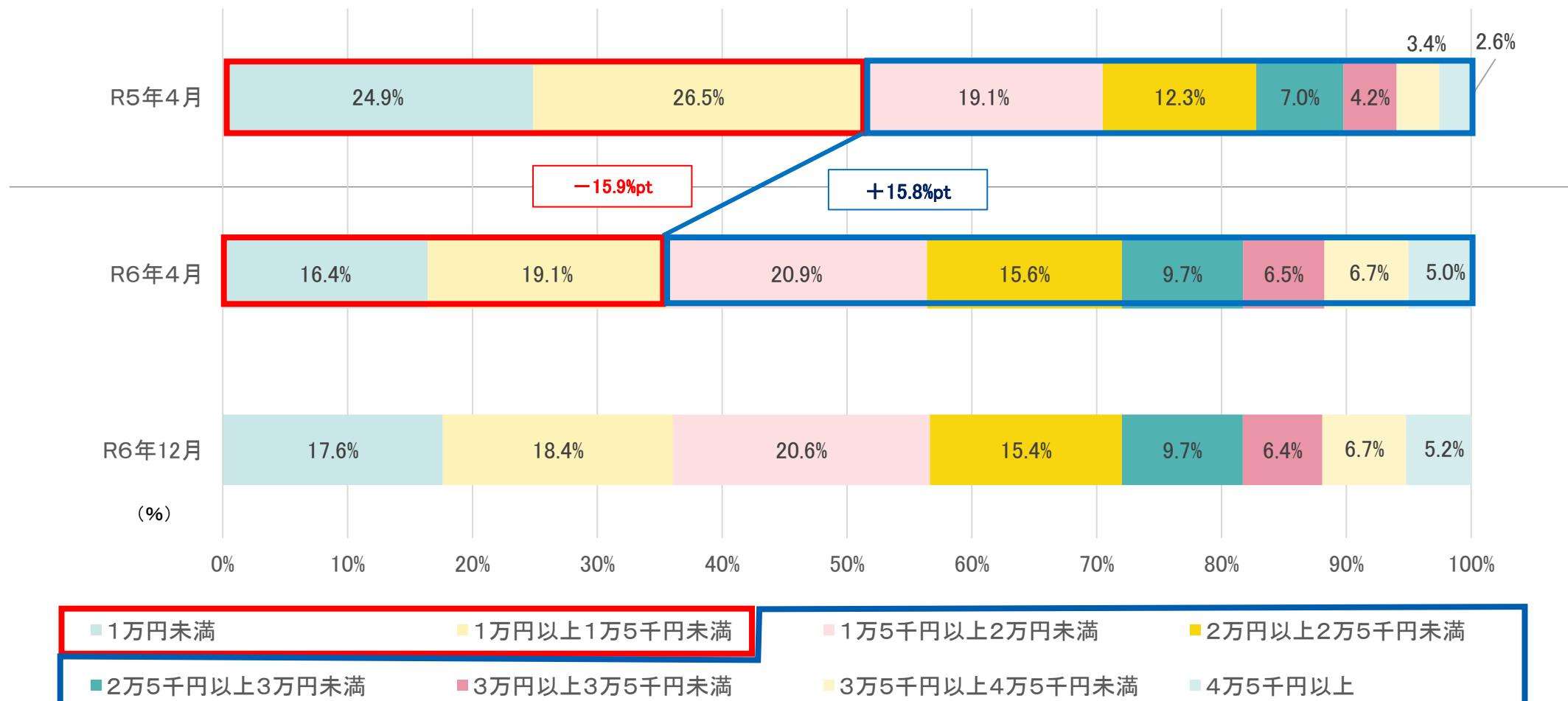
資料3

- 報酬区分別の事業所数について、令和5年4月と令和6年4月を比較すると、基本報酬の平均工賃月額の区分が「1万5千円未満」の区分は2,011事業所減少し、「1万5千円以上」の区分は3,461事業所増加している。
- これは、令和6年報酬改定で平均工賃月額の計算方式を変更したことが要因と考えられる(※)。



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。)。

- 令和5年4月と令和6年4月を比較すると、基本報酬の平均工賃月額の区分は、「1万5千円未満」の事業所の割合は15.9%ポイント減少し、「1万5千円以上」の事業所数が15.8%ポイント増加している。
- これは、令和6年報酬改定で平均工賃月額の計算方式を変更したことが要因と考えられる(※)。



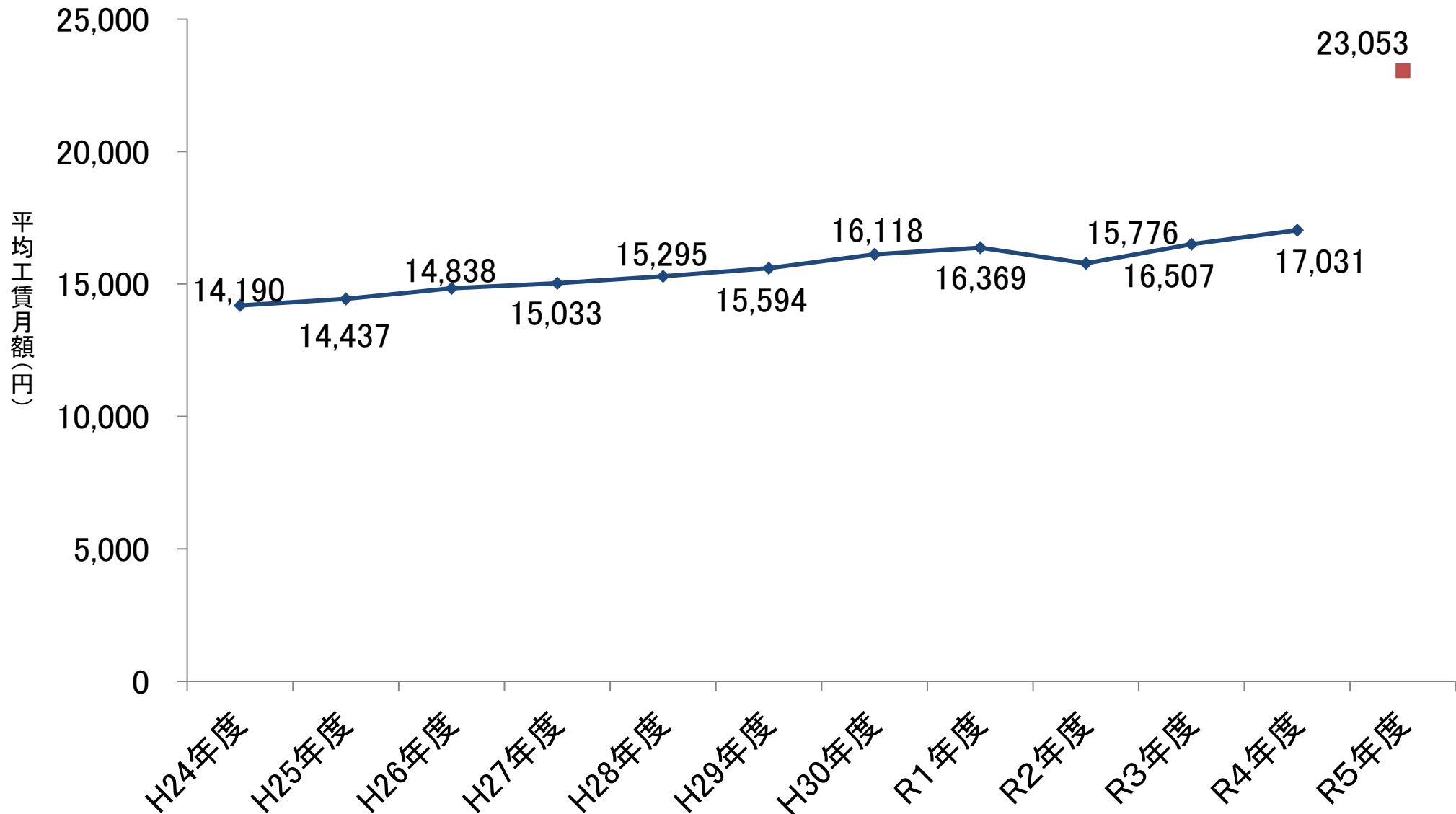
※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。)。

# 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の推移

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第47回 (R7.6.25)

資料3



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）